

佐波川の未来を考える学識懇談会の 情報公開について（案）

1. 会議の公開

懇談会の会議は、原則として公開する。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員会が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあたっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

2. 会議資料の公開

会議にて配布した資料は、「1. 会議の公開」に準じて、事務局において公開する。

その方法は、原則として閲覧およびホームページ公開とする。

閲覧場所 国土交通省 山口河川国道事務所

ホームページ 国土交通省 中国地方整備局河川部ホームページ
山口河川国道事務所ホームページ

3. 会議内容の広報

(1) 議事概要

懇談会での議事内容については、会議終了後、事務局にて速やかに概要をとりまとめ、委員長の承諾を得た後、「2. 会議資料の公開」に準じて、公開する。

(2) 議事録

会議終了後、事務局にて速やかに発言の内容をとりまとめ、委員長の確認を得た後、「2. 会議資料の公開」に準じて、公開する。

佐波川の未来を考える学識懇談会

傍聴要領（案）

（主 旨）

この要領は佐波川の未来を考える学識懇談会（以下「懇談会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

（傍 聴）

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用下さい。
- (2) 傍聴者席については可能な限り確保しますが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。
- (3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
 - 1) 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - 2) 発言、私語、談論などをしないこと。
 - 3) プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - 4) 携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - 5) 議事の進行の妨げになる写真撮影等を行わないこと。
 - 6) みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - 7) 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- (4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- (5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- (6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。